

京都市交通局管理規程第25号

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自動車部営業所（以下「営業所」という。）」を「自動車部営業所及び出張所（以下「営業所等」という。）」に改め、同条第2項中「、営業所の整備係長をもって充てる。」を「、規則第31条の4に規定する要件を備えた者を選任する。」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項及び同条第2項中「営業所」を「営業所等」に改め、同条第2項中ただし書を削る。

第5条第2項中「営業所」を「営業所等」に改める。

第7条第9号中「営業所整備係に勤務する職員」を「整備要員」に改める。

第23条中「、整備責任者」を削る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局自動車部技術課)